

第6回「山の日」全国大会協賛要領

(趣旨)

第1条 この要領は、第6回「山の日」全国大会（以下「本大会」という。）の趣旨に賛同する個人又は法人若しくは団体等（以下「企業等」という。法人化されていない個人事業主・団体を含む。）が、本大会及び本大会の関連行事（以下「本大会行事」という。）に協賛する際に必要な事項を定める。

(協賛)

第2条 この要領において、協賛とは、企業等が本大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為とする。

(1) 資金協賛

実行委員会に対し、本大会行事の実施に要する資金（以下「協賛金」という。）を提供すること。

(2) 物品協賛

実行委員会に対し、本大会行事の実施に要する物品等（スタッフユニフォーム、参加者への土産品等のノベルティ、会場装飾品及び施設利用等。以下「協賛物品」という。）を提供すること。

2 前項第1号に規定する協賛金は、一口1万円以上とする。資金協賛の種類については、別表「協賛者特典一覧」（以下「特典一覧」という。）のとおりとする。

3 第1項第2号に規定する協賛物品は、物品協賛を行おうとする企業等と実行委員会が協議し決定することとする。

なお、協賛物品には、協賛する企業等の名称を表示することができる。

(募集期間)

第3条 協賛の募集期間は、この要領を施行した日から令和4年5月31日（火）までとする。

(協賛の依頼)

第4条 実行委員会は、本大会の趣旨に賛同する企業等に対して協賛を依頼する。

(協賛の申込み)

第5条 協賛を行おうとする企業等は、あらかじめ「第6回『山の日』全国大会協賛申込書」（別記様式第1号）（以下「申込書」という。）を実行委員会に提出するものとする。

(協賛の受理)

第6条 前条に規定する協賛申込みがあった場合、実行委員会は、協賛申込みを行った企業等（以下「申込企業等」という。）が、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、当該申し込みを受理し、「第6回『山の日』全国大会協賛申込受理書」（別記様式第2号）（以下「受理書」という。）を申込企業等に交付する。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とする者、又は本大会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者
- (3) 法令又は公序良俗に反する又はそのおそれがあると認められる者
- (4) 本大会の品位を傷つける又は本大会への正しい理解を妨げるおそれのある者

(5) その他、山形県広告掲載要綱に照らし、実行委員会が不相当と判断する者

2 実行委員会は、申込企業等が前項の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込企業等に対しその旨通知する。

(協賛金の支払等)

第7条 第2条第1項第1号に規定する資金協賛を行おうとする企業等は、前条第1項による受理書の交付を受けた場合、受理書とともに送付される請求書により実行委員会に協賛金を納入する。

2 実行委員会は、協賛金の入金確認後、速やかに「第6回『山の日』全国大会協賛申込受領書」(別記様式第3号)を発行する。

(協賛物品の受納等)

第8条 第2条第1項第2号に規定する物品協賛を行おうとする申込企業等は、第6条第1項による受理書の交付を受けた場合、実行委員会が指定する方法により、協賛物品を納品する。

2 第2条第3項により協賛物品に企業等の名称を表示する場合の文字サイズ等は実行委員会で指定するものとする。

3 複数の申込企業等から同一又は類似の物品協賛の申込があり、かつ、必要数以上となった場合には、申込受諾の可否について、資金協賛等の協賛状況及び申込順を勘案し総合的に判断する。

(協賛の特典等)

第9条 第2条第1項第1号に規定する資金協賛に係る協賛者特典は、特典一覧のとおりとする。

2 第2条第1項第2号に規定する物品協賛に係る協賛者特典は、実行委員会が、協賛内容から換算した金額により特典一覧の協賛金額の区分に応じたものとする。

(特典の提供時期)

第10条 特典の提供時期は、申込書の提出があり、受理書を交付した後とする。

(協賛金の使途)

第11条 実行委員会は、協賛金の全てを本大会の目的を達するために必要な経費に使用し、当該目的外の使途には使用しないものとする。

(特典譲渡の禁止)

第12条 第2条に規定する協賛を行う企業等(以下「協賛者」とする。)は、提供された特典を第三者に移転又は譲渡してはならない。

(特典提供の停止)

第13条 実行委員会は、協賛者が次の各号のいずれかに該当するときは、特典の提供を停止することができるものとする。

(1) 協賛者の協賛内容について、不正の事実を発見したとき

(2) 協賛者が故意又は重大な過失により、実行委員会又は第三者に損害を与えたとき

(3) その他実行委員会が、特典の提供を停止する必要があると認めたとき

(協賛金等の取扱い)

第14条 前条の規定により特典の提供を停止した場合であっても、実行委員会は、協賛者から納付された協賛金や提供された協賛物品の返還は行わないものとする。

(賠償責任)

第15条 協賛者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その損害を賠償するものとする。

- (1) 協賛の実施にあたり、自らの責めに帰すべき理由により、実行委員会又は第三者に損害を与えたとき
- (2) 第13条の規定による特典提供の停止を受けたことにより、実行委員会又は第三者に損害を与えたとき

(免責)

第16条 協賛者が第13条の規定による特典提供の停止又は前条の規定による第三者への賠償による損害を受けた場合においても、実行委員会はその責めを負わないものとする。

(業務の外部委託)

第17条 実行委員会は、本大会の成功に向け、目的達成のために効果的と考えられる場合は、協賛の募集や管理業務等の一部を外部に委託することができる。

(会計報告)

第18条 協賛金の会計報告は、実行委員会に係る会計の清算後に、実行委員会の承認を得て実行委員会事務局が行うものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、協賛の実施に関し必要な事項は、実行委員会事務局が定める。

附則

この要領は令和3年10月21日から施行する。